

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について（お願い）

令和3年1月20日

広島県土木建築局

本県においては、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針（令和2年11月30日改正）」により感染拡大防止対策を行っていますが、令和2年11月下旬以降、広島市内を中心に感染者が急増している状況を踏まえ、本県は、令和2年12月12日から「新型コロナ感染拡大防止集中対策」に取り組んでいただいております。

この「集中対策」の2月7日までの期間延長を踏まえ、情報共有システムや電子メール等によることが出来ない提出書類は、持参ではなく郵送を活用する等、これまでにお知らせした感染拡大防止に関する取組をご確認の上、引き続き感染拡大防止に努めてください。

【関連するお知らせ】

1 一時中止に係る取扱い

[新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等に係る取扱いについて（令和2年3月10日）](#)

2 検査、打合せ等に係る取扱い

[新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務に係る検査、打合せ等について（令和2年12月18日）](#)

3 工事現場等で新型コロナウイルス感染者等が確認された場合の対応

[工事現場等で新型コロナウイルス感染者等が確認された場合の対応について（令和2年4月13日）](#)

4 感染拡大防止対策

(1) [工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（令和2年4月22日）](#)

- ・3つの密を避けるための手引き
- ・建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例

(2) [建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの改訂について（令和2年12月25日）](#)

(3) [新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和3年1月8日）](#)